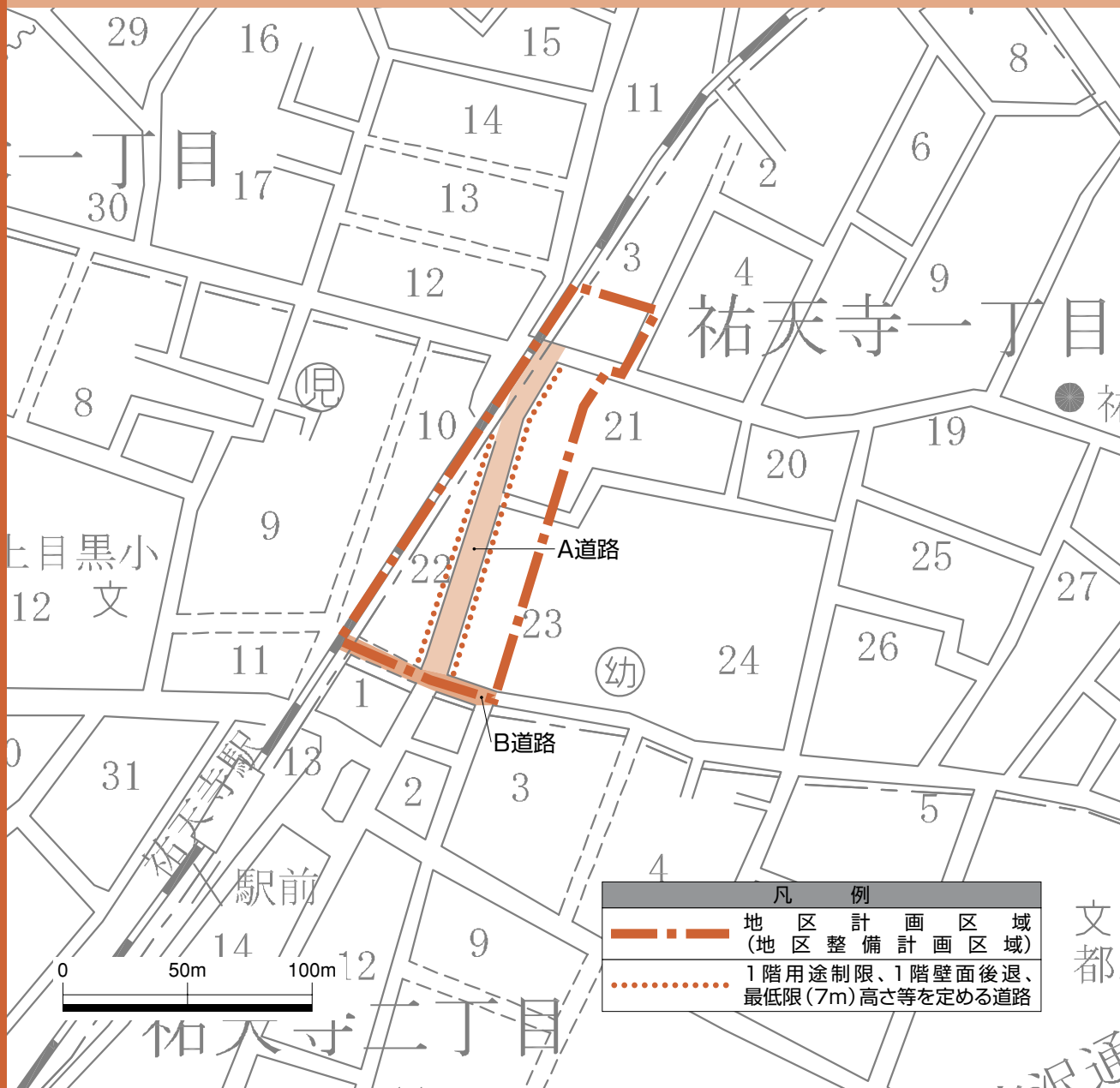


祐天寺 栄通り地区 地区計画

目黒区では昭和63年より祐天寺栄通り地区における地区計画によるまちづくりを提案し、一方、地元では、平成元年5月に「祐天寺栄通り地区まちづくり協議会」が発足しました。

この協議会を中心に具体的な地区計画の内容を検討した結果、平成元年7月末に地区計画素案に対する意見がまとまり、区に「まちづくり提案書」として提出されました。

区ではこの提案書をもとに原案を作成し、法定の手続きを経て、平成2年1月26日付で地区計画として告示しました。



地区整備計画の内容

地区計画の目標

祐天寺栄通り地区では、次のような6つのとりきめにより、近隣商店街にふさわしい建物の整備、誘導を行い、周辺の住宅地との調和を図りながら、安全で快適かつより豊かで潤いのある商店街の形成をめざします。

1

建物の用途制限

賑いのある商店街の形成と住宅地との調和ある環境づくりをすすめるため、次の様な用途の建物を規制します。

- ① マージャン、パチンコ、ホテル、旅館、倉庫等
- ② 風俗営業等
- ③ 栄通り沿い(表紙地図中A道路沿い)地区については、1階は商業関係施設のみとし、住宅は建てられません。

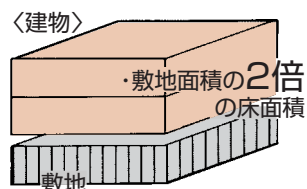
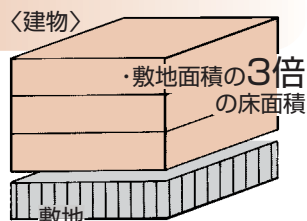


2

容積率

建物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、

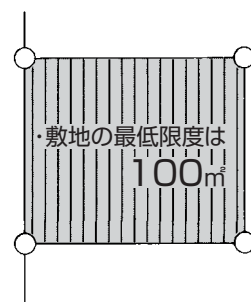
- 栄通り沿い(A道路沿い)は ……………300%
- B道路から20mは ……………300%
- その他は ……………200%
が限度です。



3

敷地の規模 [A道路に面する建築物]

まちづくりにあたって、合理的、効果的、計画的な建物利用をすすめるため、敷地の最低限の規模を原則として100m²以上とします。



4

壁面の後退 [A道路に面する建築物]

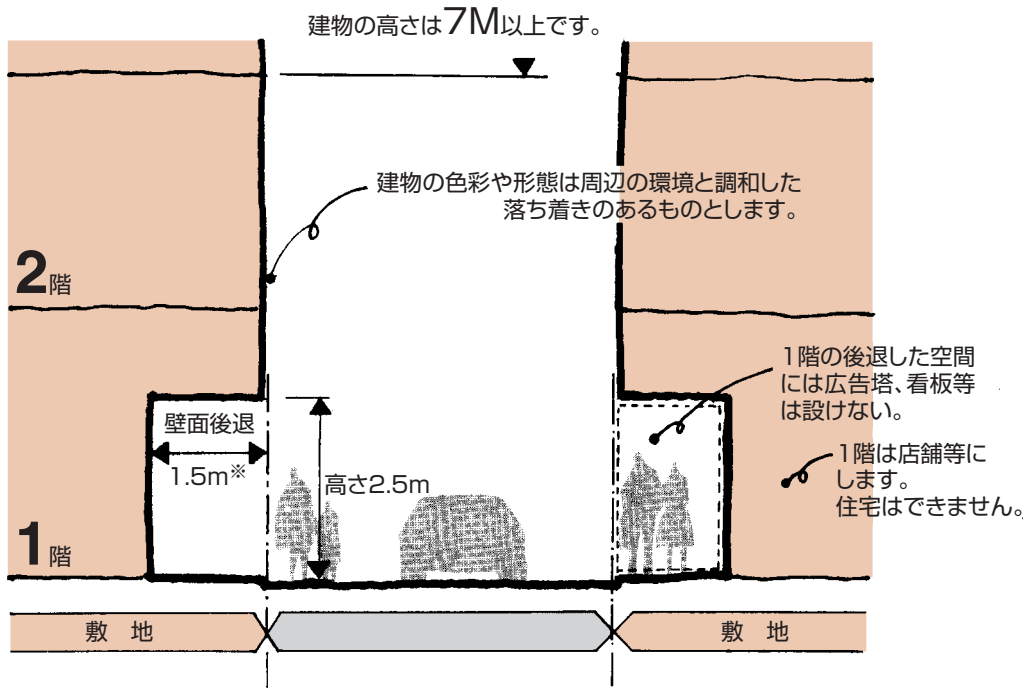
安全で快適な歩行者空間の整備をすすめるため、1階部分(高さ2.5M以下)については、道路境界から1.5m※後退します。

※場所によって、1m又は0mと定められています。

5

建物の高さ [A道路に面する建築物]

建物の高さは、街並みを美しくそろえるため、7M以上(概ね2階以上)とします。



6

建物の色や形など [A道路に面する建築物]

個性的で特徴ある商店街づくりをすすめるため、建物の色彩や形態は周辺の環境と調和した落ち着いたものとしします。また、建物の1階後退部分には広告塔や看板等を設置しないものとしします。

共同化について

敷地の有効活用やオープンスペースを創出し、ゆとりと潤いのある商店街にするため、敷地の共同化(建物を共同で建築すること)をおすすめしします。お問い合わせは都市整備課までどうぞ。

手続きの流れ —事前相談から工事着手まで—

